

# 第4次芦屋市地域福祉計画【原案】（概要版）

計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

## 地域福祉計画とは

地域福祉とは、

「ちいき」の力をあわせて、わたしたちの  
「心」だんの「く」らしの「し」あわせをつくること です。

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人、生きづらさを抱えている人など、様々な人が生活しており、抱える困りごとにも複雑化・複合化してきています。

本計画では、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力をあわせてともに生き、ともに支え合い、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことを考え、取組を進めていきます。

## 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。また、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定しました。

社会福祉協議会が策定する「第8次地域福祉推進計画」とも連動し、公民協働のもとでの地域福祉を積極的に推進していきます。

## 計画の目指す方向

### 基本 理念

みんなの参加と協働により、  
誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

- 芦屋市に暮らす・関わる人、団体、企業などあらゆる人が、暮らし、学び、働き、楽しむ「自分のまち」の未来を考え、「まちづくり」に参加することを目指します。
- 「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、みんながそれぞれにできることで役割を持ち、力をあわせて様々な困りごとの解決を目指します。
- 誰もが自分らしく心地よく暮らしていけるよう、人と人、人と資源がつながり、ともに支え合う孤立や排除のない共生のまちづくりを進めます。

## 推進目標と取組の方向性

### 基本理念

みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

#### 推進目標 1

多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、多様な機関の連携と協働による断らない相談支援体制を整備し、地域ぐるみで孤立や排除のない地域づくりに取り組みます。

- ◆ 1-1 地域福祉の推進体制を整備します。
- ◆ 1-2 参加につながる相談支援体制の充実・強化を図ります。

#### 推進目標 3

様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

福祉の分野を超えて、地域住民、関係機関、事業者、企業、団体、NPO等、本市に関わるあらゆる世代の人が参加し、地域を元気にしていくまちづくりと、支え合いで一人ひとりの暮らしを守る福祉がつながり、みんなで地域福祉を広げていきます。多様な人たちの自由な参加を促進し、学び合い、相互理解を深めながら、共生のまちづくりを進めます。

- ◆ 3-1 地域福祉とまちづくりの結びつきを強めます。
- ◆ 3-2 共生のまちづくりのための人材育成に取り組みます。

#### A 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

市が中心となって

市が、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進める責任主体として、包括的相談支援や地域づくり支援の核となる生活困窮者自立支援、権利擁護支援等の支援事業の機能や支援力を向上させ、多機関や庁内関係課の連携・協働を促進し、多様な人の参加と協働による地域福祉を推進するための体制を整備します。

- 1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備
- 2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援「成年後見制度利用促進計画」
- 3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化
- 4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化
- 5 計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）

#### D 地域福祉とまちづくりの融合の推進

みんな

広くまちづくりに関わる企業や団体等を含め、様々な分野や世代からの参加を増やす取組を推進します。また、地域福祉活動とまちづくりの活動の結びつきを強め、社会情勢や時代とともに変化してきている地域コミュニティやつながりの再発見・創出に協働して取り組みます。

- 16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり
- 17 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化
- 18 災害に強い安全・安心なまちづくりの推進「再犯防止推進計画」
- 19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進
- 20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

#### 推進目標 2

地域の力をあわせて多様な参加の場をつくります。

地域で取り組まれている様々な活動を充実し、世代や属性を超えて人や活動がつながり、身近な地域での支え合いを広げながら、様々な目的や役割をもって参加できる多様な居場所や機会をつくります。

- ◆ 2-1 地域福祉を広げる取組（プログラム・活動）をみんなで考え実践します。
- ◆ 2-2 身近な地域で参加できる場づくりを進めます。

#### B 公民協働による地域福祉プログラムの展開

公民がともに

地域住民、社会福祉協議会、事業者、NPO、市など地域福祉に関わる人が力をあわせて、身近な場所での居場所の多様化・拠点化、仕事や活動、役割づくり、地域活動のネットワークづくりなど、活動者や関係者の協働を進め、地域福祉の取組を広げていきます。

- 6 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり
- 7 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり
- 8 地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進
- 9 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進
- 10 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進

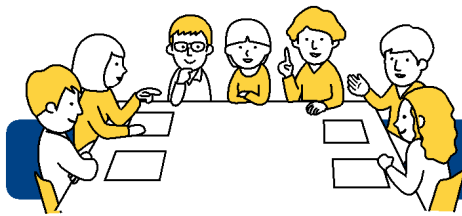
#### C 市民主体の地域福祉活動の推進

市民の活動を社会福祉協議会・専門職が支えて

気軽に楽しく参加できる活動を増やし、身近な地域で交流や支え合いが生まれるよう、これまで市民が主体となって実践してきた活動を、社会福祉協議会の活動支援機能の強化を図りながら、さらに推進していきます。

- 11 ボランティア活動支援と福祉学習の充実
- 12 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進
- 13 ちょっとした支え合いの仕組みの充実
- 14 身近な地域での福祉活動の推進
- 15 社会福祉協議会による活動支援機能の強化

# 3つの推進目標と20施策の関係図（イメージ）



社会福祉審議会 地域福祉部会

地域福祉推進協議会

⑤ 計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）



## 多機関の協働推進

I 多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。

- ① 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備
- ② 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

### （仮）多機関協働推進会議

- 構成員
- ・生活困窮自立相談支援事業
  - ・権利擁護支援センター
  - ・高齢者生活支援センター（地域包括支援センター）
  - ・障がい者基幹相談支援センター
  - ・子育て推進課
  - ・社協コミュニティソーシャルワーカー
  - ・地域支え合い推進員（第2層）
  - ほか

### （仮）庁内連携会議

- 構成員
- ・地域福祉課
  - ・福祉センター
  - ・生活援護課
  - ・障がい福祉課
  - ・高齢介護課
  - ・子育て推進課
  - ・健康課
  - ・市民参画・協働推進室
  - ・学校教育課
  - ・青少年愛護センター
  - ほか

## 参加の推進

II 地域の力をあわせて多様な参加の場をつくれます。



- ⑥ 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり
- ⑦ 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり



- ⑨ 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進

- ⑧ 地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進
- ⑩ 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進
- ⑪ 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化
- ⑫ 身近な地域での福祉活動の推進
- ⑬ 社会福祉協議会による活動支援機能の強化
- ⑭ ボランティア活動支援と福祉学習の充実
- ⑮ 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり
- ⑯ まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進
- ⑰ 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進
- ⑱ ちょっとした支え合いの仕組みの充実
- ⑲ 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

地域ケア会議

総合相談連絡会

- ④ 地域共生推進に向けた庁内連携の強化

- ③ 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化



アクションプログラム

## 地域づくりの推進

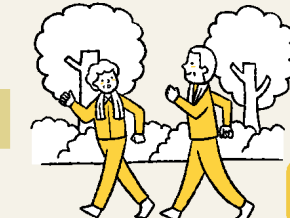
III 様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）

社会貢献活動とのつながりづくり

- ・社会福祉法人
- ・企業、商店、団体 ほか

こえる場！



市民活動

市民活動とのつながりづくり

- ・市民活動センター
- ・ボランティア活動センター
- ・NPO法人
- ・様々な活動をする市民 ほか

ボランティア活動

①～⑤ 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

⑥～⑩ 公民協働による地域福祉プログラムの展開

⑪～⑮ 市民主体の地域福祉活動の推進

⑯～⑲ 地域福祉とまちづくりの融合の推進